

土地収用法第47条の4第1項の規定により、京都府収用委員会から同法第47条の3第1項の書類の写しの送付を受けましたので、同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により、権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第47条の4第2項において準用する同法第43条の規定により、京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

平成21年12月18日

京都市南区長 岡山 佳代子

1 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地目(登記簿上)
京都市南区上鳥羽勸進橋町	10番	宅 地

2 縦覧場所

京都市南区西九条南田町1番地の3

南区役所区民部総務課

3 縦覧期間及び時間

平成21年12月18日から平成22年1月7日まで

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。

午前8時30分から午後5時15分まで

(南区役所区民部総務課)